

## 八潮市分筆費用助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、八潮市補助金等交付規則（平成元年規則第2号）に定めるもののほか、建築基準法第42条第2項の規定に伴い、市民等が所有する土地を道路敷として採納するに当たり、当該土地の分筆を行った者に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分筆費用 採納に当たり土地の分筆に要した費用であつて、土地家屋調査士へ支払う報酬額をいう。
- (2) 八潮市道 道路法（昭和27年法律第180号）第8条に規定する道路をいう。

### (助成金交付要件)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、現に分筆費用を負担した者とし、土地の採納に当たっては、次に掲げる要件のいずれも満たすものでなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により自らが所有する土地の一部が道路とみなされることとなったことによる採納であること。
- (2) 採納の基因が八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例（平成23年条例第9号）第66条第1項に規定する開発事業及び同条例第88条

第1項に規定する大規模開発事業によるものではなく、自己の用に供する目的であること。

(3) 八潮市道となる敷地の採納であること。

(4) 八潮市への所有権移転登記が完了していること。

2 前項第1号において、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(助成金交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、八潮市分筆費用助成金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(助成金交付決定)

第5条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金交付の適否を決定したときは、八潮市分筆費用助成金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を第4条の規定により申請した者に通知するものとする。

(助成金額)

第6条 助成金の額は、一団の土地1件につき分筆費用負担額の2分の1(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、その額が200,000円を超えるときは200,000円とする。

2 採納された土地が1筆増えるごとに、前項の額に15,000円を加算して算出するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに

至った場合は、助成金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により助成金の交付を受けた場合
- (2) 第3条に定める要件に適合しない事実が判明した場合

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 3 この要綱の施行の日前に行った分筆または採納に係る助成金の交付については、なお従前の例による。